

# 保険契約の移転に係る公告

令和元年 10 月 1 日

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号

丸の内二重橋ビル 22 階

スイス・ラインシュアランス・カンパニー・リミテッド

日本における代表者 百々 敦浩

スイス・ラインシュアランス・カンパニー・リミテッド(以下、「当社」といいます。)は、保険業法第 210 条第 1 項において準用する同法第 135 条第 1 項に基づき、金融庁の認可を得た上で、当社がその日本支店(以下、「当社日本支店」といいます。)を通じて引受けている再保険契約の全部(以下、「本移転対象契約」といいます。)を Swiss Re Asia Pte. Ltd. (以下、「本移転先会社」といいます。)へ移転すること(以下、「本移転」といいます。)とし、令和元年 9 月 30 日付で本移転先会社との間で移転契約書(以下、「本移転契約」といいます。)を締結いたしました。

よって、当社は、保険業法第 210 条第 1 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき、ここに保険契約の移転に係る公告を行います。

## 【本移転契約の要旨】

1. 当社は、当社日本支店で引受けている本移転対象契約を本移転先会社に移転します。
2. 本移転に際して、再保険契約の条件変更はありません。
3. 本移転の効力発生日は、令和 2 年 1 月 1 日とします。(ただし、本移転にかかる金融庁の認可が、移転日の前日までに得られることを前提としております。また、当社と本移転先会社との合意により、本移転の効力発生日を変更することがあります。)

## 【異議申立てについて】

1. 法令の定めるところにより、一定の期間内の異議申立てが以下の(1)及び(2)双方の条件を満たした場合、本移転はその効力を生じないこととなります。
  - (1) 異議を申立てた本移転対象契約に係る保険契約者(以下、「本移転対象契約者」といいます。)の数が本移転対象契約者の総数の 5 分の 1 (20%)を上回ること。
  - (2) 異議を申立てた本移転対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額が、本移転対象契約者の当該金額の総額の 5 分の 1 (20%)を上回ること。

これに対して、(1)または(2)のいずれかの条件を満たさない場合、保険業法第 210 条第 1 項において準用する同法第 137 条第 4 項に基づき、ご契約者の皆様のご承認が得られたとみなされ、異議申立てをされたご契約者様の契約も含め、本移転が行われます。

2. 本移転に異議を申立てられる場合は、郵便はがきに以下の必要事項を明記の上、令和元年 11 月 5 日(火)までに、下記宛先までご郵送くださいますようお願い申し上げます。(本移転をご承認いただける場合、手続きは不要です。)

- (1) 契約者様のご住所、電話番号
- (2) 契約者様の商号及び代表者様のご氏名をご明記の上、代表者印の押印または代表者様の自署
- (3) 本移転に異議を申立てる旨(例: 保険契約の移転に異議を申立てます。)

(宛先) 〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビル 22 階

スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支店

異議申立て受付係

(ご注意)

当社に到着した 令和元年 11 月 5 日(火)までの消印分の異議申立てのはがきで、上記 2. の (1) から (3) までの必要事項を漏れなく正確に記入いただいたもの限り有効な異議として取り扱います。異議申立ての権利は、ご契約件数にかかわらず、ご契約者一社につき一票として集計いたします。

#### 【本移転先会社について】

Swiss Re Asia Pte. Ltd.

日本における主たる店舗の所在地:

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビル 22 階

日本における代表者 百々 敦浩

#### 【保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率について】

1. 直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

当社日本支店: 654.9%

本移転先会社日本支店: 該当なし

2. 保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(見込み)

当社日本支店: 該当なし

本移転先会社日本支店: 660%

**【保険契約の移転後における移転対象契約に関するサービスの内容の概要】**

保険契約に関するサービスの内容に変更ございません。

**【保険契約の移転前及び移転後における当社及び本移転先会社の契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の方針並びに保険契約の移転前における当社及び本移転先会社の配当等の額】**

該当事項はありません。

**【本移転全般に関するお問い合わせ先】**

本移転に関し、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせ下さい。

スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド 日本支店

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビル 22 階

03-5219-7800 FAX: 03-4578-9460

受付時間: 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く。)

【貸借対照表】

スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支店

貸借対照表

(平成 31 年 3 月 31 日現在)の要旨

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	557	保険契約準備金	23,375
預貯金	557	支払備金	11,002
有価証券	37,995	責任準備金	12,373
国債	37,896	其他負債	1,625
その他の証券	98	再保険借	228
有形固定資産	273	外国再保険借	227
建物	165	預り金	13
建設仮勘定	12	未払金	434
その他の有形固定資産	95	仮受金	3
無形固定資産	0	金融派生商品	422
その他の無形固定資産	0	資産除去債務	115
其他資産	8,824	本支店勘定	180
再保険貸	3,663	退職給付引当金	169
外国再保険貸	2,667	賞与引当金	129
未収金	1,391	価格変動準備金	15
未収収益	18		
預託金	327		
仮払金	22		
金融派生商品	422		
金融商品等差入担保金	311		
繰延税金資産	2,718		
		負債の部 合計	25,315
		(純資産の部)	
		持込資本金	3,010
		供託金	400
		剰余金	21,504
		繰越利益剰余金	21,504
		持込資本金等合計	24,914
		其他有価証券評価差額金	139
		評価・換算差額等合計	139
		純資産の部 合計	25,053
資産の部 合計	50,369	負債及び純資産の部 合計	50,369

Swiss Re Asia Pte. Ltd. 日本支店

貸借対照表

(令和元年 9 月 30 日現在\*)の要旨

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預貯金	5	持込資本金	5
預貯金	5	供託金	200
その他資産	200		
預託金	200		
資産の部 合計	205	純資産の部 合計	205

\*本移転先会社の日本支店は、令和元年 6 月 19 日に外国損害保険業免許を取得し、現時点ではまだ決算を迎えていないため、本移転先会社の日本における保険業の貸借対照表は、令和元年 9 月 30 日現在のものを掲載しています。なお、本移転先会社は、本移転の効力発生と同時にスイス・ラインシュアランス・カンパニー・リミテッドの日本における全ての事業(保険契約を含みます。)を譲り受け、同日より営業を開始する予定です。